

平成26年

かすみがうら市議会第3回定例会会議録 第5号

平成26年9月19日(金曜日)午前10時00分 開 議

出席議員

1番	来 栖 丈 治 君	9番	佐 藤 文 雄 君
2番	小 倉 博 君	10番	中 根 光 男 君
3番	川 村 成 二 君	11番	鈴 木 良 道 君
4番	岡 崎 勉 君	12番	小座野 定 信 君
5番	山 本 文 雄 君	13番	矢 口 龍 人 君
6番	田 谷 文 子 君	14番	藤 井 裕 一 君
7番	小松崎 誠 君	16番	廣 瀬 義 彰 君
8番	加 固 豊 治 君		

欠席議員

15番 山 内 庄兵衛 君

出席説明者

市 長	坪 井 透 君	環境経済部長 (併)農業委員会 事務局 長	根 本 一 良 君
副 市 長	石 川 眞 澄 君	土 木 部 長	渡 辺 泰 二 君
市長公室長	木 村 義 雄 君	会 計 管 理 者	高 田 忠 君
総 務 部 長	小松塚 隆 雄 君	消 防 長	井 坂 沢 守 君
市 民 部 長	板 垣 英 明 君	教 育 部 長	飯 田 泰 寛 君
保健福祉部長	金 田 克 彦 君	水 道 事 務 所 長	田 崎 清 君

出席議会事務局職員

議会事務局	局 長 君	山 悟
〃	補 佐	乾 文 彦
〃	係 長	小 池 陽 子
〃	係 長	杉 田 正 和

議事日程第5号

- 日程第 1 議案第52号 副市長の給料月額の特例に関する条例の制定について  
議案第53号 かすみがうら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営  
に関する基準を定める条例の制定について  
議案第54号 かすみがうら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定

- める条例の制定について
- 議案第 5 5 号 かすみがうら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 5 6 号 次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第 5 7 号 かすみがうら市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5 8 号 かすみがうら市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5 9 号 平成 2 6 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 6 0 号 平成 2 6 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 6 1 号 平成 2 6 年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 6 2 号 平成 2 6 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 6 3 号 平成 2 6 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 6 4 号 美並小学校校舎耐震補強及び大規模改造工事請負契約の締結について
- 議案第 6 5 号 霞ヶ浦中学校屋内運動場大規模改造工事請負契約の締結について
- 日程第 2 議案第 7 3 号 市道路線の変更について
- 日程第 3 請願第 6 号 規制改革会議 農業ワーキンググループ「農業改革に関する意見」に関する緊急請願
- 日程第 4 委員会発議第 6 号 規制改革会議 農業ワーキンググループ「農業改革に関する意見」を「農林水産業・地域の活力創造プラン」に反映させるにあたり生産現場の実態を考慮し慎重に対応することを求める意見書（案）
- 日程第 5 請願第 7 号 教育予算の拡充を求める請願
- 日程第 6 委員会発議第 7 号 教育予算の拡充を求める意見書（案）
- 日程第 7 請願第 8 号 「集团的自衛権容認の閣議決定」の撤回を求める意見書提出の請願書
- 日程第 8 閉会中の継続審査について
- 日程第 9 閉会中の所管事務調査について

## 1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 5 2 号 副市長の給料月額の特例に関する条例の制定について
- 議案第 5 3 号 かすみがうら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営

- に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第54号 かすみがうら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第55号 かすみがうら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第56号 次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第57号 かすみがうら市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第58号 かすみがうら市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第59号 平成26年度かすみがうら市一般会計補正予算（第3号）
- 議案第60号 平成26年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第61号 平成26年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第62号 平成26年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第63号 平成26年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第64号 美並小学校校舎耐震補強及び大規模改造工事請負契約の締結について
- 議案第65号 霞ヶ浦中学校屋内運動場大規模改造工事請負契約の締結について
- 日程第2 議案第73号 市道路線の変更について
- 追加日程第1 議案第74号 かすみがうら市教育委員会委員の任命について
- 議案第75号 かすみがうら市教育委員会委員の任命について
- 追加日程第2 議案第76号 かすみがうら市監査委員の選任について
- 日程第3 請願第6号 規制改革会議 農業ワーキンググループ「農業改革に関する意見」に関する緊急請願
- 日程第4 委員会発議第6号 規制改革会議 農業ワーキンググループ「農業改革に関する意見」を「農林水産業・地域の活力創造プラン」に反映させるにあたり生産現場の実態を考慮し慎重に対応することを求める意見書（案）
- 日程第5 請願第7号 教育予算の拡充を求める請願
- 日程第6 委員会発議第7号 教育予算の拡充を求める意見書（案）
- 日程第7 請願第8号 「集団的自衛権容認の閣議決定」の撤回を求める意見書提出の請願書
- 日程第8 閉会中の継続審査について

開 議 午前10時00分

○議長（鈴木良道君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は15名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立をいたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

---

日程第 1 議案第52号ないし議案第65号

○議長（鈴木良道君）

日程第1、議案第52号 副市長の給料月額の特例に関する条例の制定についてないし議案第65号 霞ヶ浦中学校屋内運動場大規模改造工事請負契約の締結についてまでの14件を会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

ただいま議題となっている14件の議案の審査は、平成26年第3回定例会議案審査特別委員会に付託をしております。

これより委員長の報告を求めます。

平成26年第3回定例会議案審査特別委員会委員長 中根光男君。

[平成26年第3回定例会議案審査特別委員会委員長 中根光男君登壇]

○平成26年第3回定例会議案審査特別委員会委員長（中根光男君）

おはようございます。

議案審査特別委員会委員長報告を行います。

平成26年第3回定例会議案審査特別委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定により、ご報告をいたします。

本委員会は、平成26年9月11日に付託されました議案第52号ないし議案第65号の14件について、9月11日、12日、16日に市長、副市長並びに各担当部課長等の説明を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果、議案第52号ないし議案第55号は異議があり、起立採決の結果、起立多数で可決すべきものと決定をいたしました。

また議案第56号ないし議案第65号は異議がなく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会会議録は作成次第配付いたしますので、ご理解を願いたいと思います。

以上で平成26年第3回定例会議案審査特別委員会委員長報告を終わります。

○議長（鈴木良道君）

これより委員長報告に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

質疑なしと認めます。

以上で委員長報告に対する質疑を終結いたします。

続いて、議案第52号 副市長の給料月額の特例に関する条例の制定についての討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第52号の採決を行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

異議があるため起立により採決いたします。

議案第52号は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木良道君）

起立多数であります。

よって、議案第52号 副市長の給料月額の特例に関する条例の制定については可決されました。

---

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第53号 かすみがうら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についての討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

9番 佐藤文雄君。

[9番 佐藤文雄君登壇]

○9番（佐藤文雄君）

おはようございます。

議案第53号 かすみがうら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、反対の立場で討論をいたします。

本条例案は、国が示す子ども子育て支援法の従うべき基準と参酌基準に基づいて特定教育・保育施設の確認をするための運営基準を定めるものでありますが、この条例案には根本的な問題を抱えております。

保護者は市が確認した特定教育・保育施設または地域型保育事業と契約することにより保育を受けることとなります。ところが保護者が希望しても特定教育保育施設が同意しない場合は不成立となり、保育を必要とする子どもが保育を受けることができるとは限りません。施設を利用

きない場合や希望する保育条件より質の低下した条件の施設への入所を選択せざるを得ない事態になることも考えられます。

子ども子育て支援法は、特定教育、保育施設は支給認定保護者から利用の申し込みを受けたときは、正当な理由がなければこれを拒んではならないと保育の応諾義務がうたわれております。しかし、定員超過で申し込みがあった場合は、公正な選考をしなければなりません。正当な理由について子ども・子育て会議の対応方針で、特別な支援が必要な子どもの状況と施設事業者の受け入れの状況と施設事業者受け入れや能力と体制が難しい場合や保育料の滞納、保護者とのトラブルなどが挙げられております。障害児については、加配や施設設備の状況を正当な理由とされたり、保育料の滞納が予想されたり、滞納実績がある保護者の場合も正当な理由となり応諾義務が除外されます。さらに、保護者とのトラブルでは、施設事業者がトラブルだと認識すれば契約を結ばなくてもよいとされています。つまり、子ども・子育て支援法が施設事業者に負わせている応諾義務が実際に効力を発揮するかは大きな疑問であります。このように契約方式による利用方式は契約がどうなるかは自己責任となり、保育難民が生まれることとなります。

運営に関しても大きな問題があります。認定こども園や家庭的保育事業などは給付金について施設型給付であり、使途制限がないため人件費を抑制して利潤を生み出す。それをほかの事業に使用することも可能となります。そのため、幼児教育の質の向上につながる制度とは言えません。

OECD保育白書は、保護者への直接的な補助金給付は、子どもへの適切な保育の提供にはならないこと。職員の研修の改善や給与の改善に貢献せず、保育の質の向上にもつながらず、見た目だけのサービスなどが広がると指摘しております。

また、認定こども園、家庭的保育事業者等にとっては、保護者から保育料を直接徴収する利用者と事業者との直接契約でありますから、運営の財政的基盤は施設型給付費、地域型給付費に保育料を足して運営財源とする仕組みであるため、保育料の滞納は運営費に穴をあけることとなります。この保育料の滞納について直接契約方式となる認定こども園などの保育料を市町村が徴収できるという法的根拠があるかと、私はただしたところ、保健福祉部長は代行徴収ができると答えました。しかし、書類を見ますと、保育料の支払いに応じない保護者等については、法律上、市町村がかかわって納付請求できるという代行徴収の仕組みがあるということだけであり、市町村が減収分を公費で補填するものではないということがわかりました。代行徴収ができるといっても施設側の請求に基づき、地方税の滞納処分の例による処分だということでもあります。したがって、保育料の滞納は当該施設、いわゆる認定こども園などの直接契約であります。こういう園の運営に穴をあけることになり、園にとっては安定的運営ができなくなる危惧を払拭できないということでもあります。

この新制度は、介護保険制度をモデルにしており、最大の特徴はこれまでの市町村の責任によって保育を提供する現物給付の制度を改め、利用者と事業者の直接契約を起点にする現金給付の仕組みへの変更であります。したがって、市町村は保育の契約に介入することができないため、市町村の責任が後退し、保育の市場化に道が切り開かれることになる危険性があるということでもあります。

私は、児童福祉法24条1項、市町村の保育実施責任を最大限に生かすことを求めて、反対討論といたします。

○議長（鈴木良道君）

以上で、通告による討論は終わりました。

続いて、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第53号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木良道君）

起立多数であります。

よって、議案第53号 かすみがうら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第54号 かすみがうら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

9番 佐藤文雄君。

[9番 佐藤文雄君登壇]

○9番（佐藤文雄君）

議案第54号 かすみがうら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、反対の立場で討論をいたします。

この条例案は、子ども子育て支援新制度の導入に伴い、新たに導入される小規模保育、事業所内保育などの家庭的保育の各事業の認可基準を定めるものであります。小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育、いわゆるベビーシッターでございますが、これらの事業は待機児童解消を目的として設置されます。今回示された認可基準は、無認可保育所の保育者の資格要件が一部改善されるなど、一定の評価はできますが、それでもなお、現行の保育所基準を下回っており、保育に格差が持ち込まれることが懸念されます。

第1に、家庭的保育では、職員は全員市町村長が行う研修を受けた者で、国家試験の保育資格者でなくてもよいということになっています。各事業の保育者は全て保育資格とすべきではないでしょうか。市の資格基準は国が示した内容を踏襲、小規模保育事業のA型以外は保育者要件として保育士資格を必要とせず、市町村長が行う研修修了者であればよいという内容になっていま

す。

児童福祉法1条2項には、全ての児童は等しくその生活を保障され、愛護されなければならないというたわれており、本法に抵触するような政策が進められております。保育士資格者は、3分の1でよいとされている認可外保育所での子どもの死亡事故率は圧倒的に高くなっています。2013年1年間における死亡事故件数は認可保育所で4件、認可外保育所では15件となっております。これは厚生労働省の調べであります。入所児童数から換算すると認可外は認可の実に45倍になります。認可保育所と比較すると無資格者の多い認可外保育所施設の死亡事故の件数は高く、リスクが高い無資格者の保育は避けるべきであります。

第2に、給食に関しては、自園調理方式を基本としておりますが、小規模保育、家庭的保育や事業所内保育は連携施設からの搬入も認められております。衛生面やアレルギー児の対応、子どもの体調に応じたきめ細かな食事の提供のために、給食は自園調理を必須とし調理員や調理室を設置するべきであります。

第3に、ゼロ歳児から2歳児の保育室面積基準についてですが、国の基準を今回は上回っておりますが、評価はできませんが、いまだ日本の保育面積基準は諸外国と比較しても低く、子どもたちの発達保障の観点から、さらなる拡充が必要だと考えます。

審議の中で、保育事業者について保健福祉部長は市で行う研修を質の高い内容で対応すると言いましたが、簡単な研修で保育ができるということになれば、2年間の学校教育を経て国家試験を取得した保育士を排除することにつながるのではないのでしょうか。結果的には国家試験を持つ保育士がますます不足する事態に陥ることになり、質の高い保育が望めなくなってしまうと考えます。

また、この条例制定については、上乘せ基準を設けるよう再三求めましたが、聞き入れられませんでした。定員規模が小さいことを理由に保育所等と比べて保育者の資格要件の緩和など、国基準に盛り込まれ、それがそっくり本条例になっております。私はその結果、施設事業によって保育に格差が持ち込まれることになってしまうと考えます。

以上、保育の質を低下させる条例案には反対であります。

○議長（鈴木良道君）

以上で、通告による討論は終わりました。

続いて、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第54号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。



[賛成者起立]

○議長（鈴木良道君）

起立多数であります。

よって、議案第54号 かすみがうら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第55号 かすみがうら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

9番 佐藤文雄君。

[9番 佐藤文雄君登壇]

○9番（佐藤文雄君）

議案第55号 かすみがうら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、反対の立場で討論をいたします。

この条例案について、第1に、学童保育には市町村の要綱があり事業の基準だけを条例にして加えるのは体系上問題があるとして放課後児童健全育成条例にすることを提案いたしました。

第2に、最低基準の目的等に市だけではなく放課後児童健全育成事業に従事する事業者に対して、財政的な支援を含め支援をするということを加えることを求めました。

第3に、設置の基準についてであります。

児童の生活の場となる専用区画の面積、生活室と言われておりますが、児童1人につき1.65平米となっておりますが、これは保育所の乳児の基準であり、少なくとも1人当たり1.98平米以上とすべきであります。

第4に、職員について、子ども40人まで支援員は20人以上としておりますが、20人までは3人、21人から30人までは4人以上の支援員を配置すべきであり、支援員は全員有資格者とする。こと。

5つ目に、開所時間及び日数についてであります。

1年につき250日となっておりますが、当市の民間業者が実際実施しているレベルでは280以上になっております。そういう意味では、280に改善することを求めました。

以上、5つの提案と改善を求めましたが、まともな答弁はございませんでした。

また、国が行っている現在の放課後児童対策には共働きやひとり親子どもの生活の場として専任指導員が保育する放課後児童クラブ、これは学童保育、厚生労働省管轄であります。これと全児童を対象として空き教室を利用した地域住民の講座を開いたり遊んだりする放課後子ども教室、これは文部科学省が管轄であります。それぞれ果たしている役割は違っておりますし、内容も異なっております。

このような中で、放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体化することについて問題が出ております。全国学童保育連絡協議会では、場所も職員も子どもたちも一体化するのであれば、学童保育の役割は果たせないとして改善を求めました。

その結果、学童保育については、生活の場としての機能を十分に担保することが重要で、基準

に基づいて実施していくことになりました。国の基準では、保育の場所については、専用区画としておりますが、ただし、保育に支障がない場合はこの限りではないというただし書きがついておりまして、子ども教室との一体化が可能となっております。本条例も同様になっております。

私は、さいたま市では、条例化の際、ただし書きを削除し、子ども教室と一体化による後退に歯どめをかけているとして一例を挙げましたが、市は検討していくとの答弁でございました。

いずれにしても、私は、実態に追いつかないからといって、条例の制定について低い水準に合わせることは問題だと考えます。

以上、反対討論といたします。

○議長（鈴木良道君）

以上で、通告による討論は終わりました。

続いて、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第55号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

法案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木良道君）

起立多数であります。

よって、議案第55号 かすみがうら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第56号 次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第56号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第56号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第57号 かすみがうら市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第57号の採決を行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第57号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第58号 かすみがうら市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第58号の採決を行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第58号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第59号 平成26年度かすみがうら市一般会計補正予算（第3号）の討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第59号の採決を行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第59号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第60号 平成26年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第60号の採決を行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第60号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第61号 平成26年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第61号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第61号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第62号 平成26年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第62号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第62号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第63号 平成26年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第63号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第63号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第64号 美並小学校校舎耐震補強及び大規模改造工事請負契約の締結についての討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第64号の採決を行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第64号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第65号 霞ヶ浦中学校屋内運動場大規模改造工事請負契約の締結についての討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第65号の採決を行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第65号は原案のとおり可決されました。

---

日程第 2 議案第73号

○議長（鈴木良道君）

日程第2、議案第73号 市道路線の変更についてを議題といたします。

ただいまの議題につきましては、産業建設委員会に付託をしております。

これより委員長の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 岡崎 勉君。

[産業建設委員会委員長 岡崎 勉君登壇]

○産業建設委員会委員長（岡崎 勉君）

産業建設委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定により、ご報告いたします。

本委員会は、平成26年9月11日に付託されました議案第73号の審査のため、9月11日に委員会を開き、現地調査を行い、担当部課長等の説明を求め、慎重に審査を行いました。

採決の結果であります。議案第73号 市道路線の変更については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の経過、概要につきましては、委員会会議録のとおりでありますので、ごらんいただきたいと思っております。

以上で産業建設委員会の委員長報告を終わります。

○議長（鈴木良道君）

委員長に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

以上で委員長に対する質疑を終結いたします。

議案第73号の討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第73号の採決を行います。  
本案に対する委員長の報告は可決であります。  
本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第73号は原案のとおり可決されました。  
暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時33分

---

再 開 午前10時40分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程の追加

○議長（鈴木良道君）

ただいま市長から議案第74号 かすみがうら市教育委員会委員の任命について及び議案第75号  
かすみがうら市教育委員会委員の任命についての2件が提出をされました。

お諮りいたします。

議案第74号及び第75号の2件を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第74号及び第75号の2件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決  
定をいたしました。

議案の配付をお願いいたします。

[議案書配付]

---

追加日程第1 議案第74号及び議案第75号

○議長（鈴木良道君）

追加日程第1、議案第74号 かすみがうら市教育委員会委員の任命について及び議案第75号  
かすみがうら市教育委員会委員の任命についての2件を会議規則第35条の規定により一括議題と  
いたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

ただいま上程をされました議案第74号及び議案第75号 かすみがうら市教育委員会委員の任命  
につきましてご説明をいたします。

本案は、大山隆雄氏、田沢高保氏を教育委員に任命することについて、地方教育行政の組織及



び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

なお、詳細につきましては、担当部長より説明をさせますので、ご同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

**○議長（鈴木良道君）**

続いて、議案の趣旨説明を求めます。

総務部長 小松塚隆雄君。

[総務部長 小松塚隆雄君登壇]

**○総務部長（小松塚隆雄君）**

議案第74号及び第75号 かすみがうら市教育委員会委員の任命についてご説明を申し上げます。

議案第74号につきましては、教育委員会教育長としてご活躍をいただきました。菅沢庄司氏が辞職されたことから、後任として大山隆雄氏を教育委員会委員に任命いたしたく議会の同意をお願いするものでございます。

任期は前任者の残任期間であり、本年10月1日から平成27年6月24日までとなります。

次に、第75号につきましては、教育委員長としてご活躍いただきました石塚貴夫氏が9月30日をもって任期満了となることから、後任として田沢高保氏を教育委員会委員に任命いたしたく議会の同意をお願いするものでございます。

任期は本年10月1日から4年間となります。

ご同意賜りますようよろしくお願いをいたします。

**○議長（鈴木良道君）**

以上で、提案説明及び趣旨説明が終了いたしました。

これより一括して質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（鈴木良道君）**

質疑を終結いたします。

続いて、お諮りいたします。

議案第74号及び議案第75号は人事案件でありますので、先例により討論を省略して採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（鈴木良道君）**

ご異議なしと認め、討論を省略して採決することに決定をいたします。

続いて、議案第74号の採決を行います。

お諮りいたします。

議案第74号 かすみがうら市教育委員会委員の任命については、これに同意することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（鈴木良道君）**

ご異議なしと認め、議案第74号はこれに同意することに決しました。

続いて、議案第75号の採決を行います。

お諮りいたします。

議案第75号 かすみがうら市教育委員会委員の任命については、これに同意することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第75号はこれに同意することに決しました。

---

#### 日程の追加

○議長（鈴木良道君）

ただいま市長から、議案第76号 かすみがうら市監査委員の選任についてが提出されました。お諮りいたします。

議案第76号を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第76号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定をいたしました。議案の配付をお願いいたします。

[議案書配付]

---

#### 追加日程第2 議案第76号 かすみがうら市監査委員の選任について

○議長（鈴木良道君）

追加日程第2、議案第76号 かすみがうら市監査委員の選任についてを議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

ただいま上程をされました議案第76号 かすみがうら市監査委員の選任につきましてご説明をいたします。

本案は、古川誠一氏を監査委員に選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものです。

なお、詳細につきましては、担当部長より説明をいたさせますので、ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案の趣旨説明を求めます。

総務部長 小松塚隆雄君。

[総務部長 小松塚隆雄君登壇]

○総務部長（小松塚隆雄君）

議案第76号 かすみがうら市監査委員の選任についてご説明をいたします。

本案は、これまで監査委員としてご活躍をいただきました古渡善平氏の任期満了に伴い、後任

に古川誠一氏を選任いたしたく議会の同意をお願いするものであります。

任期は本年9月21日から4年間となります。

ご同意賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（鈴木良道君）

以上で提案説明及び趣旨説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

質疑を終結いたします。

続いて、お諮りいたします。

議案第76号は人事案件でありますので、先例により討論を省略して採決をいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、討論を省略して採決することに決定をいたしました。

続いて、議案第76号の採決を行います。

お諮りいたします。

議案第76号 かすみがうら市監査委員の選任については、これに同意することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第76号はこれに同意することに決しました。

---

日程第 3 請願第 6 号 規制改革会議 農業ワーキンググループ「農業改革に関する意見」に関する緊急請願

○議長（鈴木良道君）

日程第3、請願第6号 規制改革会議 農業ワーキンググループ「農業改革に関する意見」に関する緊急請願を議題といたします。

ただいまの議題につきましては、産業建設委員会に付託をしております。

これより委員長報告を求めます。

産業建設委員会委員長 岡崎 勉君。

[産業建設委員会委員長 岡崎 勉君登壇]

○産業建設委員会委員長（岡崎 勉君）

産業建設委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定により、ご報告いたします。

ただいま議題となっている請願第6号 規制改革会議 農業ワーキンググループ「農業改革に関する意見」に関する緊急請願につきましては、9月11日に委員会を開催し、慎重に審査を行いました。

審査の結果、請願第6号については、全会一致で採択すべきものと決しました。

また、請願第6号については、全会一致で採択すべきものと決定されましたので、地方自治法第109条第6項の規定により、委員会において議長宛てに意見書案を提出することを決定いたしました。

なお、審査の経過、概要につきましては、委員会会議録のとおりでありますので、ごらんいただきたいと存じます。

以上で産業建設委員会委員長報告を終わります。

**○議長（鈴木良道君）**

これより委員長に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（鈴木良道君）**

質疑なしと認めます。

以上で委員長に対する質疑を終結いたします。

続いて、請願第6号の討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（鈴木良道君）**

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（鈴木良道君）**

討論を終結いたします。

これより請願第6号の採決を行います。

本請願に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

本請願は委員長の報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（鈴木良道君）**

ご異議なしと認め、請願第6号は委員長の報告のとおり採択されました。

---

**日程第 4 委員会発議第6号 規制改革会議 農業ワーキンググループ「農業改革に関する意見」を「農林水産業・地域の活力創造プラン」に反映させるに  
あたり生産現場の実態を考慮し慎重に対応することを求める意見書（案）**

**○議長（鈴木良道君）**

日程第4、委員会発議第6号 規制改革会議 農業ワーキンググループ「農業改革に関する意見」を「農林水産業・地域の活力創造プラン」に反映させるにあたり生産現場の実態を考慮し慎重に対応することを求める意見書（案）を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件につきましては、委員会提案であります。

なお、発議案については、お手元に配付してあります委員会会議録において、審査が終了しており、委員会から即決の申し出が提出をされております。

よって、会議規則第37条第3項の規定により、提案説明及び質疑を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

本案は委員会提案でありますので、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたします。

続いて、委員会発議第6号の討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより委員会発議第6号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、委員会発議第6号は提案のとおり可決をされました。

---

## 日程第 5 請願第7号 教育予算の拡充を求める請願

○議長（鈴木良道君）

日程第5、請願第7号 教育予算の拡充を求める請願を議題といたします。

ただいまの議題につきましては、文教厚生委員会に付託をしております。

これより委員長の報告を求めます。

文教厚生委員会委員長 加固豊治君。

[文教厚生委員会委員長 加固豊治君登壇]

○文教厚生委員会委員長（加固豊治君）

文教厚生委員会委員長報告。

かすみがうら市議会文教厚生委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定により、ご報告いたします。

ただいま議題となっている請願第7号 教育予算の拡充を求める請願につきましては、9月11日に委員会を開催し、慎重に審査を行いました。

審査の結果、請願第7号については、全会一致で採択すべきものと決しました。

また、請願第7号については、全会一致で採択すべきものと決定されましたので、地方自治法

第109条第6項の規定により、委員会において議長宛てに意見書案を提出することを決定いたしました。

なお、審査の経過、概要につきましては、委員会会議録のとおりでありますので、ごらんいただきたいと存じます。

以上で、文教厚生委員会委員長報告を終わります。

○議長（鈴木良道君）

これより委員長に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

質疑なしと認めます。

以上で委員長に対する質疑を終結いたします。

続いて、請願第7号の討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより請願第7号の採決を行います。

本請願に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

本請願は委員長の報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、請願第7号は委員長の報告のとおり採択をされました。

---

## 日程第 6 委員会発議第7号 教育予算の拡充を求める意見書（案）

○議長（鈴木良道君）

日程第6、委員会発議第7号 教育予算の拡充を求める意見書（案）を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件につきましては、委員会提案であります。

なお、発議案については、お手元に配付してあります委員会会議録において、審査が終了しており、委員会から即決の申し出が提出をされております。

よって、会議規則第37条第3項の規定により、提案説明及び質疑を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

本案は委員会提案でありますので、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略いたします。

続いて、委員会発議第7号の討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより委員会発議第7号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、委員会発議第7号は提案のとおり可決をされました。

---

## 日程第 7 請願第 8 号「集团的自衛権容認の閣議決定」の撤回を求める意見書提出の請願書

○議長（鈴木良道君）

日程第7、請願第8号「集团的自衛権容認の閣議決定」の撤回を求める意見書提出の請願書を議題といたします。

ただいま議題となっている請願の審査は、平成26年第3回定例会議案審査特別委員会に付託をしております。

これより委員長の報告を求めます。

平成26年第3回定例会議案審査特別委員会委員長 中根光男君。

[平成26年第3回定例会議案審査特別委員会委員長 中根光男君登壇]

○平成26年第3回定例会議案審査特別委員会委員長（中根光男君）

平成26年第3回定例会議案審査特別委員会、請願の委員長報告を行います。

平成26年第3回定例会議案審査特別委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定により、ご報告いたします。

ただいま議題となっております請願第8号「集团的自衛権容認の閣議決定」の撤回を求める意見書提出の請願書については、9月16日の委員会において議題とし、審査を行いました。

審査においては、紹介議員からの意見等を聴取し、慎重に審査を行いました。

審査の結果、請願第8号につきましては、異議があり起立採決の結果、起立少数で採択すべきものと決しました。

以上で、平成26年第3回定例会議案審査特別委員会委員長報告を終わります。

○議長（鈴木良道君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時00分

---

再 開 午前11時01分

○議長（鈴木良道君）

再開いたします。

中根光男君。

○平成26年第3回定例会議案審査特別委員会委員長（中根光男君）

それでは、報告に誤りがございましたので、もとへ戻りまして再度報告をさせていただきます。審査の結果、請願第8号につきましては、異議があり起立採決の結果、起立少数で不採択とすべきものと決しました。

以上で平成26年第3回定例会議案審査特別委員会委員長報告を終わります。

○議長（鈴木良道君）

これより委員長に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

9番 佐藤文雄君。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時02分

---

再 開 午前11時40分

[矢口議員退席]

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど、佐藤議員から委員長報告に対する質疑の申し出がありましたが、かすみがうら市市議会先例集の108番において、委員長報告に対する質疑は、当該委員会に所属する議員は行わないのを例とするとの決定がなされておりました。ただいま議会運営委員会で協議をいただいた結果、佐藤議員は当該委員会の委員であることから、委員長に対する質疑は認められないとの決定であり、議長はこの発言を認めないことと決定をいたします。以上です。

以上で委員長に対する質疑を終結いたします。

続いて、請願第8号の討論を行います。

賛成討論の通告がありますので、発言を許します。

9番 佐藤文雄君。

[9番 佐藤文雄君登壇]

○9番（佐藤文雄君）

今、議長が述べましたが、基本的に質疑はございませんかということだったわけですね。経過の中でぜひとも確認をしたいことが私はあったわけです。特に今回の請願の審査に当たっては、私は請願人代表招致を要請いたしました。意見陳述、質疑、これに対していろんな議論がありまして結果的に賛否とることになったんですね。6対6になったんですよ。それで最終的に委員長の判断で参考人を呼ばないということになったんですね。なぜ呼ばないのかと、私はこれを確認したかった。審議の中で一番肝心の請願人の代表の声を聞かないというのは議会のあり方としてどうなのか。ですから、委員長が最終的に判断したわけですから、委員長がどういう考え方なの



はこれは全ての市民に、はっきりと公開すべきであります。

請願に賛成する立場で討論をいたしますが、まず、その前に請願人代表の参考人招致をせずに、参考人の意見陳述、質疑の機会を与えなかったことについて私は強く抗議したいと思います。

請願は1人でもできるんです。そして、請願は住民の権利であります。どんな意見があってもどんな意見の違いがあつたとしても、請願者に対しては、聞く耳を持つというのは民主主義の基本であり、議会は当然その機会を保障すべきであります。今回、参考人の意見の機会を奪つたことは当議会の議会制民主主義のあり方が問われているのではないのでしょうか。

請願人代表の1人であるイシイヒロエさんから訴えがありました。

まず、これを紹介したいと思います。

7月1日に政府が集団的自衛権行使容認を柱とした閣議決定を強行した後、ここかすみがうら市でも不安や反対の声があちこちで上がっております。子育て中の若いお母さんたちから今突然にどうしてこんなことがという疑問や子どもたちの未来はどうなるのかという不安、戦争を経験された世代の方々からはNHK朝のテレビドラマ「ごちそうさん」や「花子とアン」で放送されている異常な戦時中の悲惨な経験、自分のお孫さんの将来の就職先として国家公務員である自衛隊を考えていたというある若いおばあさんはもう気軽に入隊をすすめることはできないと話してくれました。

私自身は戦後の生まれなので、実際の戦争体験はないのですが、子どものころ、土浦の町に行きますと、足や手をなくされた傷痕軍人さんが白い着物を着て、あちらこちらに立っているお姿をお見かけしました。それを見るたびに今度は自分の父親が戦争にとられるのではないかという不安を覚え、学校の先生に訴えたことがありました。小さな木造校舎の小学校の教室には、絵入りの大きな年表が張ってありました。担任の先生と教頭先生は、その年表の大日本帝国憲法と日本国憲法を指して、どちらの憲法がいいかと思ひました。私は大日本帝国憲法のほうが強そうで格好いいと答えましたが、先生は4年生のあなたはまだ勉強していませんが、この2つの憲法には大きな違いがあります。今の日本国憲法には、日本は絶対に戦争しないと書いてありますから、お父さんが戦争に行くことはありません。安心していいですよとおっしゃいました。そのとき感じた大きな安堵感を52年たった今でもはっきりと思い出します。

戦後69年間、日本国憲法は水や空気のような存在として当たり前のように、私たちの平和な生活を守り続けてくれているのだと思います。今、憲法9条改定にも等しい大転換を一遍の閣議決定で強行することは立憲主義を根底から否定するもので、決して許されるものではありません。

私たちの子や孫が将来にわたって戦争の影のない平和な時代に生きられますよう、また現在も日本各地の災害現場で日々奮闘されている自衛隊の皆さんが、海外で戦争に巻き込まれて命を落とすこと、殺し殺されることがありませんように、このかすみがうら市議会から議員の皆様のご検討を得て集団的自衛権行使容認の閣議決定の撤回を求める意見書を政府に提出いただけますよう切にお願い申し上げます。

以上が請願者の思いであります。

私が5月から6月にかけて行った市民アンケートでも、集団的自衛権行使に反対が43%、賛成が24%、わからないが20%でした。恐らく現時点では反対が多くなっているのではないのでしょうか。そもそも集団的自衛権の行使というのは何かですが、集団的自衛権の行使というのは、日本

に対する武力行使がなくても他国のために武力の行使をする。政府がどうごまかそうとも海外で戦争をする国に乗り出すということの意味します。

安倍政権は、国民多数の反対の声を踏みつけにして集団的自衛権行使容認の閣議決定を強行しましたが、これは憲法9条を破壊する歴史的な暴挙であります。この閣議決定のどこが問題でしょうか。それは海外で戦争する国を2つの道で押し進めるものとなっています。

第1は、アメリカが世界のどこであれ、戦争に乗り出した際に自衛隊が戦闘地域まで行って、軍事支援を行うということであります。その具体的危険がどこにあるかといえば、2001年のアフガニスタン戦争、2003年のイラク戦争のような戦争をアメリカが起こした際に、これまでの海外派兵を自衛隊派兵法の根拠法である特別措置法であります。これにあつた武力行使をしてはならない。戦闘地域に行くのはならない。この2つの歯どめを外し、自衛隊が戦闘地域まで行って軍事行動をやる。アメリカの戦争のために日本の若者の血を流すというのが集団的自衛権の正体であります。

日本共産党の志位和夫衆議院議員が国会で安倍首相に集団的自衛権の行使ができるとなれば、この2つの歯どめを外されてしまうのではないですかと再三ただしました。しかし、首相は歯どめを残すとは言いませんでした。反対に自衛隊の活動を拡大する方向で従来のあり方を検討すると答弁しました。自衛隊が戦闘地域に行くことを認めたのです。閣議決定にはそのことがあからさまな形で明記されました。自衛隊が活動する地域を非戦闘地域に限るという従来の枠組みを廃止し、これまで戦闘地域とされていた場所であっても、支援活動ができるとしたわけであります。そうなったらどうなるか。戦闘地域での活動はそれがたとえ補給、輸送、医療などの後方支援であっても、相手からの攻撃を受けることになります。攻撃されたらどうなるか。これも日本共産党の笠井 亮衆議院議員と小池 晃参議院議員が連続して追求しました。攻撃されたらどうするのかとの追及に対して首相は逃げますと答えました。それでは済まないでしょうとさらに追及されて、武器の使用はすると渋々認めました。結局応戦し、武力行使となるわけであります。

それが何をもたらすかということでありますが、アフガン戦争に対してNATO北大西洋条約機構の国々は集団的自衛権を発動して参戦しました。NATOが決めた当初の活動の内容は後方支援ばかりだったのであります。それでも泥沼の戦争に巻き込まれていきました。アメリカ以外のNATO軍の犠牲者は戦争開始から今日まで21カ国、1,035人に上っています。

私は、安倍政権がやろうとしていることは、日本の国を守ることで国民の命を守ることでない。アメリカが起こすアフガン戦争やイラク戦争のような戦争で自衛隊が戦闘地域まで行って、軍事活動ができるようにする。アメリカの戦争のために日本の若者の血を流す。これこそが正体だということを強調したいと思います。

第2は、自衛の措置という名目で、集団的自衛権行使容認に公然と踏み込んだということであります。閣議決定は日本に対する武力攻撃がなくても日本の存立が脅かされ、国民の権利が根底から覆される明白な危険がある場合には、武力の行使、集団的自衛権の行使ができるとしています。それは一体どんな場合か。安倍首相が一つ覚えのように繰り返しているのは、紛争時に邦人いわゆる外国にいる日本人ですが、この邦人の輸送をするアメリカ艦船の防護であります。彼は記者会見で繰り返しお母さんが赤ちゃんを抱っこしている絵の入った大きなパネルを使って、助けなくていいのかと熱弁を振りました。しかし、緊急時の邦人の避難というのは、あくまでも

日本政府の責任で行われるべきものであります。

1997年の日米ガイドラインの協議の場でも、日本側は米軍による邦人救出を要請しましたが、アメリカ側からは断られ、日米両国政府は自国の国民の退避はおのおのの責任で行うことが確認されています。大体アメリカの救出活動の特徴は、国籍による優先順位があるということです。第1位はアメリカ国籍保持者、第2位はアメリカ永住権保持者、第3位はイギリス国民、第4はカナダ国民、第5はその他の国民。日本人はその最後のその他に入るわけであります。アメリカ軍は日本人を運んでくれないのです。現実的にはあり得ないこんな例しか持ち出せない。これは国民の命を守るというみずからの言明がいかに空理空論であるかをみずから証明するものではないでしょうか。

安倍首相は、集団的自衛権の行使は明確な歯どめがある。限定的なものだと言いますが、これも悪質なごまかしです。明白な危険があるかどうかを判断するのは誰か。時の政権ではありませんか。それは首相が政府が全て情報を総合して判断すると答弁しています。しかし、いざというときに国会でその情報を明らかにせよと言ってもそれは特定秘密ですということになるのではないのでしょうか。さらに、首相は国会で石油の供給不足や日米関係に重大な影響がある場合でも、武力行使があり得ると答弁しています。結局、歯どめなどどこにもない。国会にも国民にも真実が明らかにされないまま、時の政権の一存で海外の武力行使が底なしに広がるとというのが事の真相だと思います。無制限の海外での戦争を国の存立、自衛の措置の名で推し進めることはかつて日本軍国主義が帝国の存立・自存・自衛の名で侵略戦争を進めた誤りを再び繰り返すものであり、断じて許すわけにはいきません。

こうした2つの道で海外で戦争をする国づくりを目指す閣議決定は、戦後日本の国のあり方を根底から覆そうというものにほかなりません。

ことは自衛隊創設からちょうど60年です。この60年間、自衛隊は1人の外国人も殺さず、1人の戦死者も出していません。これは歴代の自民党政権が立派だったからではありません。憲法9条の偉大な力であります。憲法9条は自衛隊員の命をも守ってきたということではないでしょうか。

安倍政権はこうした戦後日本のあり方を根底から覆し、殺し殺される国につくりかえようとしています。そのことによって失われるものは一体何でしょうか。第1に、若者の命と人生が失われます。戦争で真っ先に犠牲とされるのは未来ある若者です。第2に、日本が憲法9条のもとに築いてきた国際的信頼が失われます。

日本国際ボランティアセンターJVCは、6月10日声明を発表し、次のように訴えました。先進主要国のほとんどがアフガニスタン本土に軍を派遣する中、日本だけは反政府武力勢力にも住民にも銃を向けることはありませんでした。これがアフガニスタンにおいて、日本が最も信頼される国とみなされた理由です。政府の議論に欠けているのは失うものの大きさに対する認識です。

これまで日本は、非軍事に徹した国際平和協力を行ってきました。これは他国にできない日本の独自性であり、これにより日本が国際的な信頼を獲得してきたことは紛れもない事実です。第二次世界大戦以降、およそ70年間をかけて築き上げてきた資産や信頼を決して失ってはならないのです。世界の紛争地で献身的にボランティア活動に取り組んできた多くのNGOから日本が海

外で戦争をする国になったら、海外で他国民に銃を向けるようになったら、世界から日本に寄せられてきた信頼が憎悪に変わり、日本人がテロの対象にされ、失うものは余りにも大きいという警告が発せられております。

第3に、日本社会から人権と民主主義は失われます。海外で戦争をする国づくりは、戦争に国民を動員する体制づくりと一体のものであります。秘密保護法はその重大な一歩でありました。自衛隊員に犠牲が出れば自衛隊員が激減し、徴兵制になりかねない。多くの識者が懸念し、その危険性を発信しております。

政府はこれまで徴兵制について憲法18条が禁止する奴隷的苦役に当たり許されないとしていました。しかし、自民党の石破 茂幹事長、今は地方創生担当大臣であります。この石破氏が国会で国を守ることが意に反した奴隷的な苦役だというような国は国家の名に値しない。徴兵制が奴隷的な苦役だとする議論には、どうしても賛成しかねると発言しています。憲法の根幹をなす9条の解釈さえ勝手に変更する勢力が、憲法18条の解釈を変更しないと一体誰が保証できるでしょうか。集団的自衛権行使容認の閣議決定について各メディアの世論調査では、どれも5割から6割の国民が反対の声を上げております。

6月30日と7月1日の官邸前行動には、連日数万人の人々が参加し、海外で戦争をする国づくりに反対する抗議の国民的エネルギーを目に見える形で示しました。若い世代が最大の被害者となるのは私たちだと。この問題を文字どおり、みずから問題として捉え、戦いの主人公になっています。子育て世代は、子どもたちが戦争に巻き込まれるのではないかと不安だ。私たちの責任で平和憲法を子どもたちの世代に引き渡したいと声を上げております。高齢者世代は、あの悲惨な戦争を孫の世代に体験させるわけには絶対にかないと立ち上がっております。

請願者の思いは、まさにこのことではないでしょうか。

広島・長崎の平和式典に際して、安倍首相は、被爆者から断固反対、撤回の声が突きつけられました。しかし、首相は見解の違いだとしか言えなかったわけです。国民の怒りの声が、この広がりをして安倍政権は、閣議決定を具体化する法案の提出については来年に先送りし、怒りの鎮静化を待つという作戦に出ております。今、集団的自衛権の行使容認に反対する意見書を可決した地方議会が安倍政権の閣議決定以降もふえ続け、8月12日現在で190議会に上っています。

茨城県では、取手市、つくば市、美浦村の議会でも意見書を採択しております。閣議決定前では157市町村議会でありました。この間、県議会では岩手が意見書を可決しております。

私は、憲法9条を持つ日本こそ今平和外交に一番頑張るべきではないかと考えます。勝手に憲法の解釈を変えて海外で戦争をする国にして若者に血を流させる。こんなことを絶対に許してはならないと思います。改めて議員の皆さんに集団的自衛権行使容認の閣議決定の撤回を求める意見書を政府に提出する請願にご賛同していただきますよう切にお願いいたしまして、賛成討論いたします。

以上です。

#### ○議長（鈴木良道君）

以上で通告による討論は終わりました。

続いて、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより請願第8号の採決を行います。

本請願に対する委員長の報告は不採択でありますので、起立により採決をいたします。

本請願は採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木良道君）

起立少数であります。

よって、請願第8号は不採択と決定をされました。

---

日程第 8 閉会中の継続審査について

○議長（鈴木良道君）

日程第8、閉会中の継続審査についてを議題といたします。

一般会計決算審査特別委員会委員長、特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会委員長及び政治倫理条例検討特別委員会委員長より、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

---

日程第 9 閉会中の所管事務調査について

○議長（鈴木良道君）

日程第9、閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長より、お手元に配付しましたとおり、閉会中の所管事務調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることに決定をいたしました。

---

○議長（鈴木良道君）

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これにて平成26年かすみがうら市議会第3回定例会を閉会いたします。  
大変ご苦労さまでした。

閉 会 午後 0時06分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

かすみがうら市議会議長 鈴木 良 道

かすみがうら市議会議員 加 固 豊 治

かすみがうら市議会議員 佐 藤 文 雄

かすみがうら市議会議員 小 座 野 定 信